

P.T.A 細則

第1条 この細則は、会則5、6、8条の規定に基づき専門部（委員会）を設け、その組織および運営について定める。

第2条 専門部（委員会）は常置部会、常任委員会および臨時委員会および文化サークルとする。

第3条 会則第2条3項の目的に沿って理事会が必要と認めた時に文化サークルを置くものとする。

第4条 常置部として次の各部会を置く。

(1) 広報部 (2) 補導部 (3) 厚生部

第5条 臨時委員会は、特別の事項について理事会が必要と認めた時に置くものとし、その任務を終えた時に解散する。

第6条 常置部の部長及び委員会の代表は、部員・委員の互選により選出し、会長が委嘱する。副部長及び副代表、書記、会計は、部長及び委員会の代表の推薦に基づき会長が委嘱する。部員・委員については会員の互選により選出し会長が委嘱する。各任期は1年とするが再任はさまたげない。

第7条 専門部（委員会）の部員・委員の定数は理事会で定める。

第8条 常置部各々の任務は次のとおりとする。

- (1) 広報部 (イ) 会員に対する報道、意見の交流
(ロ) 会報（部報）の発行
- (2) 補導部 (イ) 児童の安全、事故防止対策と指導
(ロ) こども会、校外班等育成に関すること
(ハ) 望ましくない環境の整理と指導巡視
- (3) 厚生部 (イ) 児童・会員の福利厚生
(ロ) 学校保健、体育活動、学校給食活動への協力
(ハ) 環境衛生の改善

第9条 学年部は学級児童直接の福祉と会員の成人教育を推進し、P.T.A 活動の充実を期するものとする。

第10条 学年部部員の選出方法は次のとおりとし、任期は1年とするが再任はさまたげない。

- (1) 学年部部員 各クラス若干名 会員の互選
- (2) 学年部長1名は、学年部部員の互選により選出する。

第11条 専門部（委員会）及び学年部の会合は会長の承認を得て各部長または代表が召集し、それぞれ必要に応じて開くことができる。

第12条 専門部（委員会）及び学年部、会務活動の有効適切な運営をはかるために理事会を置く。理事会は正・副会長、学年部長、常置部長、委員会代表、代表幹事で構成し、主な処理事項は次のとおりとする。

- (1) この会の本部活動
(イ) P.T.A.の組織、運営、会則の研究 (ロ) 役員会等集会の企画
(ハ) 各専門部（委員会）活動の調整 (ニ) 他の機関との連絡協力
(ホ) 定期総会に関すること (ヘ) 予算の執行及びその他財務
(ト) その他
- (2) 緊急事項の処理
- (3) 総則の制定、改廃に関すること

第13条 慶弔金は次に定めた場合に支出するものとする

- (1) 慶事
(イ) 会長・副会長及び幹事の承認を得た事項とする。
(ロ) 祝い金の金額は会長・副会長及び幹事で協議する。
- (2) 弔事
(イ) 会員死亡の場合 10,000 円
(ロ) 児童死亡の場合 10,000 円
(ハ) 教職員並びにその配偶者の死亡の場合 10,000 円

(ニ) 教職員の第一親等死亡の場合 5,000 円

(ホ) その他の本会関係者の弔事については、会長・副会長及び幹事で協議し、5,000 円までとする。

(3) その他については会長・副会長及び幹事が協議決定する。

第14条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については別に定める「川口市立青木中央小学校 PTA 個人情報取扱規則」により適正に運用するものとする。

第15条 PTA の活動に関する記録の文書等は適切に保管し、保存期間は下記のものとする。

(1) PTA 会則 永久

(2) 役員名簿・PTA 要覧(保存用) 永久

(3) PTA 広報紙「白い雲」(保存用) 永久

(4) 周年行事に関わる資料 10年

(5) 総会議事録・資料 7年

(6) 理事会議事録・資料 7年

(7) 会計帳簿(決算書、会計簿、領収書綴、通帳等) 7年

(8) 各部・委員会の活動に関わる資料 5年

第16条 附則

この細則の変更は、理事会の議決を経なければならない。

昭和38年5月28日より実施する。

昭和44年5月17日 一部改正

昭和55年5月20日 一部改正

平成5年4月27日 一部改正

平成19年6月2日 一部改正

令和5年6月9日 一部改正

令和6年5月31日 一部改正